

司法書士の方へ

【お願い】

日本公庫 国民生活事業(旧 国民生活金融公庫)及び中小企業事業(旧 中小企業金融公庫)については、農林水産事業(旧 農林漁業金融公庫)と登記手続の取扱いが一部異なるため、それぞれの事業に直接お問い合わせください。

日本政策金融公庫への移転登記 日本政策金融公庫の住所変更登記 の手続きについて（お願い）

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当公庫は成立の時（平成20年10月1日）をもって、農林漁業金融公庫の一切の権利及び義務を承継いたしました。また、平成24年11月12日をもって、本店の住所を「東京都千代田区大手町1丁目9番3号」から「東京都千代田区大手町1丁目9番4号」に移転しました。

これにより、登記上の抵当権者が「農林漁業金融公庫」になっている抵当権、移転前の住所で登記を受けた抵当権につきましては、完済に伴う抹消登記や条件変更等に伴う変更登記の必要が生じた場合に、同時に抵当権者の表記を「農林漁業金融公庫」から「株式会社日本政策金融公庫」に変更するための移転登記又は抵当権者の住所変更登記が必要となります（注）。

つきましては、当公庫（農林水産事業）のお客さま（借入者等）から抹消登記又は変更登記の依頼があった際に、同時に移転登記又は住所変更登記が必要な場合には、当該手続を行っていただきますようお願いいたします。

なお、当該移転登記手続又は住所変更登記手続に係る司法書士報酬（相談料、日当・旅費等を除く。）は当公庫（農林水産事業本部）が負担いたしますので、その請求方法等につきまして下記のとおりご案内いたします。ただし、目的の登記に要する費用（登記事項要約書及び登記事項証明書等の取得費用を含む。）は、従来どおりお客さま（借入者等）の負担になります。本件支払事務の円滑な対応を図るため、当公庫（農林水産事業本部）からのお支払いに時間を要することとなりますが、ご協力・ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

- （注） 1 移転登記が必要となる場合、この住所変更登記手続は行いません。
- 2 「株式会社日本政策金融公庫」名義の抵当権を抹消する場合は、その住所が移転前のものであっても、この住所変更登記手続は行いません。
- 3 抵当権（根抵当権を除く。）の追加設定登記をする場合、前登記の抵当権者の住所が移転前のものであっても、前登記についてこの住所変更登記手続は行いません。

記

1 当公庫（農林水産事業本部）が負担する費用及び留意事項

移転登記又は住所変更登記手続に係る司法書士報酬（相談料、日当・旅費等を除く。）とする。

〔費用負担に係る留意事項〕

- （1）あらかじめ登記内容を確認するための登記事項要約書等の取得費用（印紙税及び司法書士報酬）は、原則として当公庫（農林水産事業本部）に請求できない。
- （2）送料及び移転登記後の登記事項証明書等の取得費用は、当公庫（農林水産事業本部）に請求できない（農業用動産（船舶を含む。）及び工場財団に係る登記簿謄本の取得費用を除く。）。
- （3）本件移転登記手続又は住所変更登記手続に係る司法書士報酬の標準額（基準額）は規定していないが、請求額が著しく高額と判断される場合は、当公庫（農林水産事業本部）から詳細を直接問い合わせする。

なお、登記申請にあたっては、費用が最少となる手続を選択する。

2 当公庫（農林水産事業本部）あて請求方法

（1）請求書（様式）及び添付書類

- ・別添「移転・住所変更登記費用に係る請求書（司法書士用）」に、移転登記又は住所変更登記に係る「登記

完了証」(原本に限る。ただし、オンライン登記申請を行った場合は、印刷したもので可。)を添付する(当公庫(農林水産事業本部)は、移転登記又は住所変更登記に係る「登記完了証」に基づき、移転登記の内容をすべて確認しているので、必要書類以外の送付は不要。)

- ・農業用動産(船舶を含む。)及び工場財団に係る移転登記の場合は、移転登記に係る「登記完了証」に代えて、移転登記後の登記簿謄本を添付する(当該登記簿謄本の取得費用は、当公庫(農林水産事業本部)が負担する。)

(2) 請求時期及び請求先

- ・下表のとおり各司法書士において四半期分の請求書及び添付書類を取りまとめ、その翌月(年4回:7、10、1、4月)に末尾記載の株式会社日本政策金融公庫農林水産事業本部 事務集中室(東京都)あて直接送付する(3か月まとめ請求方式)。
- ・取扱店が受託金融機関の場合も、当公庫(農林水産事業本部)あてに直接請求する。
- ・当公庫にまとめ請求する月(期限)から相当期間が経過しているにもかかわらず、請求書が提出されない場合、支払を行わないことがありますのでご注意ください。

移 転 登 記 を 行 っ た 月	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
当公庫にまとめ請求する月	7月	10月	1月	4月
当公庫が送金する期限	9月	12月	3月	6月

3 当公庫(農林水産事業本部)からの送金方法

- ・各司法書士から請求のあった月の翌々月(9、12、3、6月)までに当公庫(農林水産事業本部)が司法書士の指定口座に直接送金する。

4 その他の留意事項

- (1) 司法書士に対する本件移転登記手続又は住所変更登記手続の委任は、司法書士に依頼があった時点で個別に成立するという整理をしています。このため、「移転・住所変更登記費用に係る請求書(司法書士用)」は、一度に依頼のあった借入者ごとに取りまとめて作成してください(抵当権ごとに請求書を分けて作成しないでください)。
- (2) 完済に伴う抹消登記と同時に移転登記を行う場合を除き、移転登記に当たっては取扱店が交付した委任状に記載された取扱店名を表示してください。なお、移転登記前の取扱店と現在の取扱店が異なる場合がありますので、ご注意ください。
- (3) 移転登記に当たって通知された登記識別情報は、取扱店に送付してください。なお、完済に伴う抹消登記と同時に移転登記を行う場合は、移転登記に係る登記識別情報通知は不要です。
- (4) 平成20年9月30日以前に借入金を完済した場合は、当該借入金に係る抵当権の抹消登記に伴う移転登記は不要です。
- (5) 前記(注)のとおり、「農林漁業金融公庫」から「株式会社日本政策金融公庫」への移転登記が必要となる場合、住所変更登記手続きは行いません。また、「株式会社日本政策金融公庫」名義の抵当権を抹消する場合は、その住所が移転前のものであっても、住所変更登記手続きは行いません。

以上

〔請求書等の送付先及び住所変更登記手続に関するお問い合わせ先〕

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー8階
株式会社日本政策金融公庫 農林水産事業本部 事務集中室

電話番号 03-3270-2744 (農林水産事業専用)

受付時間：平日9:00～17:00 (土・日祝祭日、12月31日～1月3日を除く)